

第 1 監査の請求

1 請求人

住所 瀬戸内市

氏名 (省略)

2 請求年月日

令和6年4月16日

3 請求の内容

請求人の瀬戸内市職員措置請求書による請求要旨、請求理由及び措置要求は次のとおりである。

1 請求の要旨

別紙事実証明書1（令和6年3月13日付瀬戸内総401号公文書一部開示決定書に記載の瀬戸内市第二宮下産業団地造成に係る4-802-3造成工事（第4期）／第2宮下産業団地に係る重要変更調書）の重要変更調書⑩の変更事項に記載されている「備前市片上多目的広場へ土砂搬出、岡山市から受け入れた残土に余剰が発生したため、備前市と協議により片上多目的広場へ土砂搬出を行う」及び重要事項変更調書⑪の変更事項⑪に記載されている「備前市久々井浄化センターへ土砂搬出、岡山市から受け入れた残土に余剰が発生したため、備前市と協議により久々井浄化センターへ土砂搬出を行う」及び別紙事実証明書2（備前市片上の多目的広場造成中の現地掲示の看板と備前市久々井の備前市浄化センターへの土砂堆積状況写真）にある通り、氏名不詳の瀬戸内市職員は、瀬戸内市の行政財産である土砂を（備前市に無償で搬出させた）当時の瀬戸内市産業建設部部長並びに課長と本請求前に面談して確認したことに基づき、瀬戸内市が搬出に係る費用の全額を負担して備前市に搬出させたことは、当瀬戸内市にとっての財務会計行為上、違法又は不当な契約の締結・履行行為であることは明白である。本件財務会計行為は、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な」財産の管理を怠る事実に該当するものである。

よって、本件請求人は、瀬戸内市監査委員が、瀬戸内市長並びに上記の市長の認める備前市への土砂無償搬出は違法又は不当な財産管理を怠る事実について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか「必要な措置」をとるように瀬戸内市市長に対して勧告することを求める。

※下線部分は（ ）内を請求人提出の補正書により補正したもの。それ以外は原文のままを転記。

4 事実証明書

事実証明書1 公文書一部開示決定通知書 対象となった公文書の件名「4-802-3造成工事（第4期）／第2宮下産業団地に係る重要変更調書」

事実証明書2 備前市東片上の多目的広場造成中の現地揭示の看板と備前市久々井の備前市浄化センターへの土砂堆積状況写真

※事実証明書の附番は請求人が付したものであり、表題は「請求の要旨」を参考に監査委員が付したものである。

5 請求の要件審査

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容、陳述及び提出された資料等を総合的に判断して、第2宮下産業団地に係る工事名「4-802-3造成工事（第4期）」について、次の事項を監査の対象とする。

- （1）瀬戸内市が搬出に係る費用の全額を負担して備前市に土砂を搬出したことが違法又は不当であったか。

2 監査対象部局

産業建設部建設課及び産業振興課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、新たな証拠の提出を依頼し、令和6年5月20日に陳述の機会を与えたところ、請求人が出席し、監査委員に対し、請求趣旨について陳述を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、関係職員が立ち会った。

請求人から提出された新たな証拠書類

ア 令和6年4月19日付瀬戸内総第19号公文書開示決定通知書 備前市東片上多目的広場並びに備前市久々井浄化センターに搬出された土砂量が示された工事内訳表

イ 令和6年1月25日付 検査・段階確認書

ウ 瀬戸内市から備前市東片上の多目的広場並びに備前市久々井の浄化センターに搬出された土砂量の搬出に係る請求人による運搬費の試算

エ 令和6年5月8日付瀬戸内総第43号公文書開示決定通知書 瀬戸内市と岡山市

との建設発生土受入に関する覚書及び関連書類

オ 令和6年4月24日付瀬戸内総第22号公文書一部開示決定通知書 瀬戸内市と備前市との土砂搬出・搬入に関する覚書等の不存在につき非開示の旨を記した書面

カ 残土処分地として請求人が考えた市所有用地の一例

※新たな証拠書類の表題は、請求人から提出のあった書類を参考に監査委員が付したものである。

4 関係職員等の陳述

令和6年5月20日に建設課及び産業振興課（以下「監査対象部局」という。）の職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

5 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、事前に監査対象部局に関係書類の提出を求めた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求の要旨及び監査対象事項に即しての主張事実について、次の事項を確認した。

（1）第2宮下産業団地造成工事について

第2宮下産業団地に係る造成工事等は、当該団地に進出しようとする企業（以下「誘致企業」という。）の希望に沿って造成を進め、全ての造成が完了したのち誘致企業に一括売却する、いわゆるオーダーメイド方式による産業団地整備事業である。この造成工事について、瀬戸内市（以下「市」という。）は、令和3年4月に誘致企業から立地意向表明書の提出を受け、同年5月に市と誘致企業の間で立地表明覚書を締結し、令和4年度に着工している。

工事場所 瀬戸内市長船町土師地内

開発面積 7.2ha（＝72,570.59㎡）

分譲面積 6.0ha（予定）

施設内容 分譲地（1区画 6.0ha）、調整池、緑地、道路

工事期間 第1期 令和4年6月16日～令和4年11月28日

第2期 令和4年9月22日～令和5年9月5日

第3期 令和5年6月8日～令和5年12月1日

第4期 令和5年10月16日～令和6年3月26日

（2）土砂搬出に係る工事概要について

第2宮下産業団地に係る「4-802-3造成工事（第4期）」は、令和4年度から行われてきた造成、整地工事等に引き続き、排水構造物工や附帯工、岩の2次破碎・整地を目的に令和5年10月16日に工事請負契約が締結され、令和6年3月26日にしゅん工している。

工事番号・工事名 4-802-3 造成工事（第4期）

工事場所 第2宮下産業団地

位置 瀬戸内市長船町土師地内

工期 着工 令和5年10月16日

完成 令和6年3月26日

工事概要 岩の2次破碎・整地 $V=8,000\text{m}^3$

排水構造物工 $L=240.3\text{m}$

附帯工 $N=1\text{式}$

請負契約額 67,887,600円

変更契約額 45,654,400円（変更後請負契約額 113,542,000円）

支出負担行為年月日 令和5年10月16日

支払年月日等 令和5年11月9日 前払金（27,155,000円）

令和6年3月28日 中間前払金（13,577,000円）

令和6年4月24日 請負代金（72,810,000円）

（3）備前市への土砂搬出について

ア 土砂搬出の概要について

備前市への余剰となった土砂（以下「余剰土砂」という。）の搬出は、（2）の工事の一部として施工されている。

搬出場所 備前市東片上（多目的広場）

搬出時期 令和6年1月

搬出量 $3,264\text{m}^3$

搬出方法 10 t ダンプ

搬出に要した費用 18,111,500円

搬出場所 備前市久々井（浄化センター）

搬出時期 令和6年2月

搬出量 $4,441\text{m}^3$

搬出方法 10 t ダンプ

搬出に要した費用 23,662,100円

イ 余剰土砂発生理由について

監査対象部局によると、余剰土砂が発生した理由については、誘致企業と協議を行った結果、建物基礎部分の造成をとりやめたことによるものであったと主張している。

当該産業団地整備事業はオーダーメイド方式での造成工事であり、余剰土砂の発生は設計当初に予見はできるものの必ずしも発生するとも言えず、今回の余剰土砂の発生は、当該団地売却後の誘致企業の利用目的に合わせた土地形状とするべく工事変更を行った結果、発生したものであり、その理由は妥当であると認められる。

ウ 備前市へ余剰土砂を搬出すると決定した理由について

監査対象部局によると、市は、誘致企業への売却スケジュールを遵守するために、イにより発生した余剰土砂を早急に搬出する必要が生じ、当該事業地内での利用調整や市の区域内での利用（以下「市内利用」という。）、ストックヤードでの土砂保管の検討を行った結果、余剰土砂の一部は当該事業地内で利用することとしたが、残りは利用が見込めなかったこと、また、ストックヤードでの土砂保管は、余剰土砂の形質上すぐに利用できる事業予定がなく、長期的な保管はできないと判断したことなどから、「建設発生土を搬出する場合の取扱方針の見直しについて（通知）」（令和3年2月5日岡山県土木部技術管理課長通知。以下「県通知」という。）に準じ、工事間利用を優先することとし、搬出先の選定にあたっては、建設発生土情報交換システムにて工事間利用できるか周知したが、土質条件とタイミングが岡山県や他の市町村と合致せず、その後、備前市に余剰土砂の工事間利用を打診したところ、協議が整ったため、備前市への余剰土砂搬出を決定し、備前市内のアへ搬出したと主張している。

県通知には、建設発生土の有効利用・適正処理を図るため、岡山県が発注する工事において発生する建設発生土を搬出する場合の処理方法の優先順位が定められており、その第1位を公共工事間利用とし、建設発生土情報交換システム等を利用して、50km以内に公共工事がある場合は、当該工事現場へ搬出するとされており、第2位を再利用（ストックヤード）とし、ストックヤードの設置を検討し、公共工事間利用ができなかった建設発生土については、ストックヤードへの搬出に努めることとされている。以下、経済比較を行い最も安価な搬出先を選定する適正処理、公募を実施し無償受入先を決定する無償公募、公募を実施し有償受入先を決定する有償公募が掲げられている。

市が備前市へ余剰土砂を搬出した理由についてみると、前段として、当該事業地内での利用調整や市内利用、ストックヤードでの余剰土砂の保管を検討し、一部の余剰土砂は当該事業地内で利用したとしている。しかし、残りの余剰土砂の利用が見込めないことから、県通知で第1位とされる工事間利用を採用し、搬出先を選定したところ、備前市と協議が整ったことから、備前市へ余剰土砂を搬出することを決定し建設発生土を処分するとしたものであり、その理由に特段の不合理性はない。

エ 余剰土砂搬出の費用負担について

アの備前市への余剰土砂搬出に要した費用は、当該工事の請負契約金額に含まれており、令和6年4月24日に支払いが完了している。

建設工事に伴い副次的に発生する土砂は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）において、再生資源としての利用を促進することが特に必要な指定副産物とされており、事業者又は建設工事の発注者は、その建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならないとされている。

請求人は、土砂を市の費用負担によって備前市に搬出したことが違法又は不当であると主張しているが、本件工事でイの理由により発生した余剰土砂は、再生資源としての利用を促進することが特に必要な指定副産物であり、その処分について工事の発注者である市は、ウの理由のとおり、処分方法として工事間利用を採用し、備前市に搬出することで余剰土砂である指定副産物を再生資源として処分したものであって、備前市へ土砂を譲渡することが目的ではないことは明らかである。また、その処分費である搬出に係る費用を市が負担することは、余剰土砂の処分に当たり必要不可欠な費用であることから、この処分に係る搬出費用の支出が違法又は不当な支出であるとは認められない。

2 監査委員の判断

市は、オーダーメイド方式による産業団地整備事業に係る造成工事の過程において、誘致企業との協議により余剰土砂が発生し、その処分の方法として当該事業地内及び市内利用が見込めないことから、県通知に準じて工事間利用を採用し、協議の整った備前市に余剰土砂を搬出することを決定し、余剰土砂発生の原因者である市の負担により余剰土砂である建設発生土を処分するため搬出を実施したものであり、市が搬出に係る費用の全額を負担して備前市に余剰土砂を搬出したことが違法又は不当であるとは言えず、請求人の主張に理由があるとは認められない。

第4 結論

よって、本件請求は理由がないので、監査委員の合議により、これを棄却する。